

御寄附の申込をいただいた皆様

ふるさと納税「ワンストップ特例」申請書の送付について

この度は、「京都府新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金」に御寄附いただき、誠にありがとうございました。

御寄附いただいた額について、住民税等の寄附金控除を受けるために必要となる「ワンストップ特例」の申請を希望される方は、下記注意事項を御一読いただき、令和4年1月10日（月）【必着】までに、申請書（第55号の5様式）に本人確認書類を添付し、下記送付先まで御提出ください。

記

1 寄附金控除を受けるには

- ・原則として、寄附先の団体が発行した受領証明書（原本）を添付し、寄附金額について確定申告をしていただく必要があります。
- ・ただし、次の条件をいずれも満たす方については、「ワンストップ特例」申請書を寄附先に提出することにより、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられます。
 - (1) 給与所得者又は年金所得者で、確定申告の必要がない方
 - (2) 寄附先が5団体以内の方

2 「ワンストップ特例」申請書提出時の注意点

個人番号（マイナンバー）の記載と、本人確認書類（マイナンバーカード等の写し）の添付が必要です。詳しくは記載例を御参照ください。

3 「ワンストップ特例」申請後の注意点

「ワンストップ特例」を申請されても、次のような場合には申請は無効となります。

- (1) 医療費控除等のため確定申告された場合又は住民税の申告をされた場合
→提出いただいた特例申請書は無効となりますので、確定申告等をされる場合には改めて受領証明書を添付し、寄附金額を申告してください。
- (2) 寄附先が6団体以上となった方
→提出いただいた特例申請書は無効となりますので、寄附先全ての受領証明書を添付し、確定申告を行ってください。
- (3) 特例申請書に記載した住所又は氏名が変更になった方
→令和4年1月10日（月）までに京都府に変更の届出を行わないと、特例申請は無効となります。変更があった場合には下記まで御連絡ください。

<問合せ・送付先>

〒602-8570（専用番号のため住所表記不要です）

京都府総務部総務調整課 企画調整係

電話 075-414-4032

FAX 075-414-4048

E-mail:somucho@pref.kyoto.lg.jp

令和 年 月 日 京都府知事 宛	整理番号	
住所	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	性別	男 女
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令 * *

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄付金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

- 申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。
①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

-----（切り取らないでください）-----

住所	受付日付印
氏名	

受付団体名	京都府
-------	-----

記載例

記入日付を記載してください

令和3年寄附分 京都府民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 京都府知事 宛	整理番号
住所	フリガナ 氏名
	個人番号
	性別 男 女
電話番号	生年月日 明・大・昭 平・令

記載してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう）を記載してください。

「個人番号」欄…12ケタの個人番号（マイナンバー）を記載してください
※申請書提出時には本人確認書類（下記参照）を添付してください

除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄付金額
令和 年 月 日	円

クレジットカード決済の場合…決済が完了した日を記載してください。
金融機関での払込みの場合…払込みをされた日を記載してください。

記載してください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者とする。

確定申告をする必要のない、給与所得者等に該当しますか？
→該当する方は右側の口欄にチェック（✓）を入れてください
→該当しない方は、この特例申請書は御利用になれません

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に、寄附金税額控除を受けるための申請を行う都道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者とする。

R3/1/1～R3/12/31 のふるさと納税先は5団体以内ですか？
→5団体以内の方は右側の口欄にチェック（✓）を入れてください
→6団体以上の方は、この特例申請書は御利用になれません

提出時に添付が必要となる書類（本人確認書類）

- (1) 写真付きのマイナンバーカードを取得済みの方 → マイナンバーカード両面のコピー
 - (2) マイナンバーカードを取得しておられない方 → ①+②のコピー
 - ①個人番号通知カード(写真なし)又は住民票(個人番号(マイナンバー)記載のあるもの)のどちらか
 - ②運転免許証、パスポート等身元確認のできるもの
- ※①②ともに申請書記載の住所が確認できるようにコピーをとってください
住所変更をされている場合は特に注意が必要です